

令和8年8月6日

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集 ーグローバルスターシステムの新方式に向けた制度整備ー

総務省は、グローバルスターシステムの新方式に向けた制度整備のため、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案について、令和8年8月7日（金）から同年9月10日（木）までの間、意見を募集します。

1 概要

現在、我が国においては、グローバルスター衛星を利用した衛星携帯電話サービス、位置情報サービス及び携帯電話と同一の筐体に衛星通信機能を組み込んだ端末等によるサービスが利用されています。

グローバルスター社では、新しく第3世代C-3モバイル衛星システムの運用が予定されており、我が国においても今後サービス提供されることが想定されているところ、本件は、新衛星システムに対応した端末を我が国においても利用可能とするための電波法関係審査基準の一部改正案に対して意見を募集するものです。

2 意見募集対象

- ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案
（別添：新旧対照表）

3 意見公募要領

別紙のとおり

4 意見提出期間

令和8年8月7日（金）から同年9月10日（木）まで（必着）
（郵送については、同日の消印まで有効とします。）

5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、総務省において速やかに訓令の改正を行う予定です。

6 資料の入手方法

別紙及び別添の資料については、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。また、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課において閲覧に供するとともに配布します。

連絡先：

総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課

担 当：山下課長補佐、永間衛星事業係長、絹笠官

住 所：〒100－8926 東京都千代田区霞が関2－1－2
中央合同庁舎2号館

電 話： 03-5253-5901

E-mail：eisei-jigyo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には、「@」に変更してください。